



平成27年12月11日

各 位

上場会社名 ファースト住建株式会社
代表者 代表取締役社長 中島 雄司
(コード：8917、東証第一部)
問合せ先責任者 取締役管理部長 東 秀彦
(TEL. 06-4868-5388)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年12月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年1月26日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の拡大と顧客へのサービス拡充の観点から、事業内容の多様化を図るため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加したいと存じます。
- (2) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。また、現行定款において規定する監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう、附則に経過的な措置を新設するものであります。
- (3) 取締役として適切な人材を確保するとともに、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに当社と業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条(取締役の責任免除)を新設するものであります。当該規定の新設については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記の各新設および変更に伴う条数の変更ならびにその他規定および表現の整理等所要の変更を行うものであります。
本議案の定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成28年1月26日(火)
定款変更の効力発生日(予定)	平成28年1月26日(火)

以上

(別紙) 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (目的) (条文省略)	第 1 条 (目的) (現行どおり)
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. 損害保険代理業	3. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u>
4. (条文省略)	4. (現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機関)</u>
第 4 条 (条文省略)	第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 6 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(単元未満株式についての権利の制限)	第 6 条～第 7 条 (現行どおり)
第 7 条 (条文省略)	第 8 条 (現行どおり)
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利	2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 9 条 (条文省略)	第 9 条～第 10 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 10 条～第 16 条 (条文省略)	第 11 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
<u>(取締役会の設置)</u>	(削除)
第 17 条 <u>当社は取締役会を置く。</u>	(取締役の員数)
(取締役の員数)	第 18 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、5 名以内とする。
第 18 条 当社の取締役は、5 名以内とする。	② <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(新設)	(取締役の選任)
(取締役の選任)	第 19 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを</u> <u>区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	② (現行どおり)
② (条文省略)	③ (現行どおり)
③ (条文省略)	(取締役の任期)
(取締役の任期)	第 20 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任 後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会 終結の時までとする。
第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度 に関する定時株主総会終結の時までとする。	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了す る最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとす る。</u>
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>代表取締役を選定する。</u></p>	<p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。</u></p>
<p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第29条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任)	
<p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
(監査役の任期)	
<p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
(常勤監査役)	
<p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
(監査役会の招集通知)	
<p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
(監査役会の決議の方法)	
<p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
(監査役会の議事録)	
<p>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)
(監査役会規程)	
<p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
(監査役の報酬等)	
<p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
(監査役の責任免除)	
<p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	(削除)
(新設)	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
(新設)	<p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p>
(新設)	<p>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
(新設)	<p>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
第 6 章 会計監査人	第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(会計監査人の設置)	第 6 章 会計監査人
第40条 <u>当社は会計監査人を置く。</u>	(削除)
第41条～第42条 (条文省略)	第35条～第36条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第44条～第46条 (条文省略)	第38条～第40条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上